



令和4年度 建設業講習会

労働安全衛生法令の遵守について



安全専門官 小林千尋



I 災害防止と法令改正

■ 最近の法令制定・改正（建設業に関連性が高いもの）

平成30年(2018年) 2月26日告示 クレーン等の過負荷防止装置構造規格等の改正

3t未満の移動式クレーンも、平成31年(2019年)3月1日以降に製造するものは「過負荷を防止するための装置」として荷重計・安全弁以外のもの(過負荷防止装置、過荷重警報装置等)が必要となった。

平成30年(2019年) 6月8日公布 労働安全衛生法施行令等の改正

安全帯から墜落制止用器具へ変更。令和4年1月2日からは旧規格の安全帯は使用不可となり、墜落制止用器具は原則フルハーネス型となった。

令和2年(2021年) 4月22日公布 労働安全衛生法施行令等の改正

溶接ヒュームを特定化学物質に追加。令和3年(2021年) 4月1日からは屋外でのアーク溶接作業等でも防じんマスクが必要となった。

令和2年(2020年) 7月1日公布 石綿障害予防規則等改正

令和2年(2020年)10月1日から、「ケイカル板1種」の切断等や「仕上げ塗材」を電動工具で除去する作業の際は、作業場所を隔離し、石綿を含む材料の常時湿潤化が義務化された。

令和4年(2022年)4月1日から、一定規模以上の解体・改修工事を行う場合の事前調査結果等報告が義務化された。

令和5年(2023年)10月1日から、建築物の事前調査等は有資格者に行わせることが必要になる。

いずれも既に起きた事故に対し再発を防止するためという要素が強い

化学物質規制体系の見直し(自律的な管理)

令和4年(2022年)5月31日公布 労働安全衛生規則等の改正

- 危険性・有害性が確認された**全ての物質**に、以下の事項を義務づけ

1. 譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付
2. リスクアセスメントの実施
3. ばく露濃度の管理

ばく露管理値を設定した物質

ばく露濃度を
「ばく露管理値」以下とする義務

ばく露管理値未設定の物質

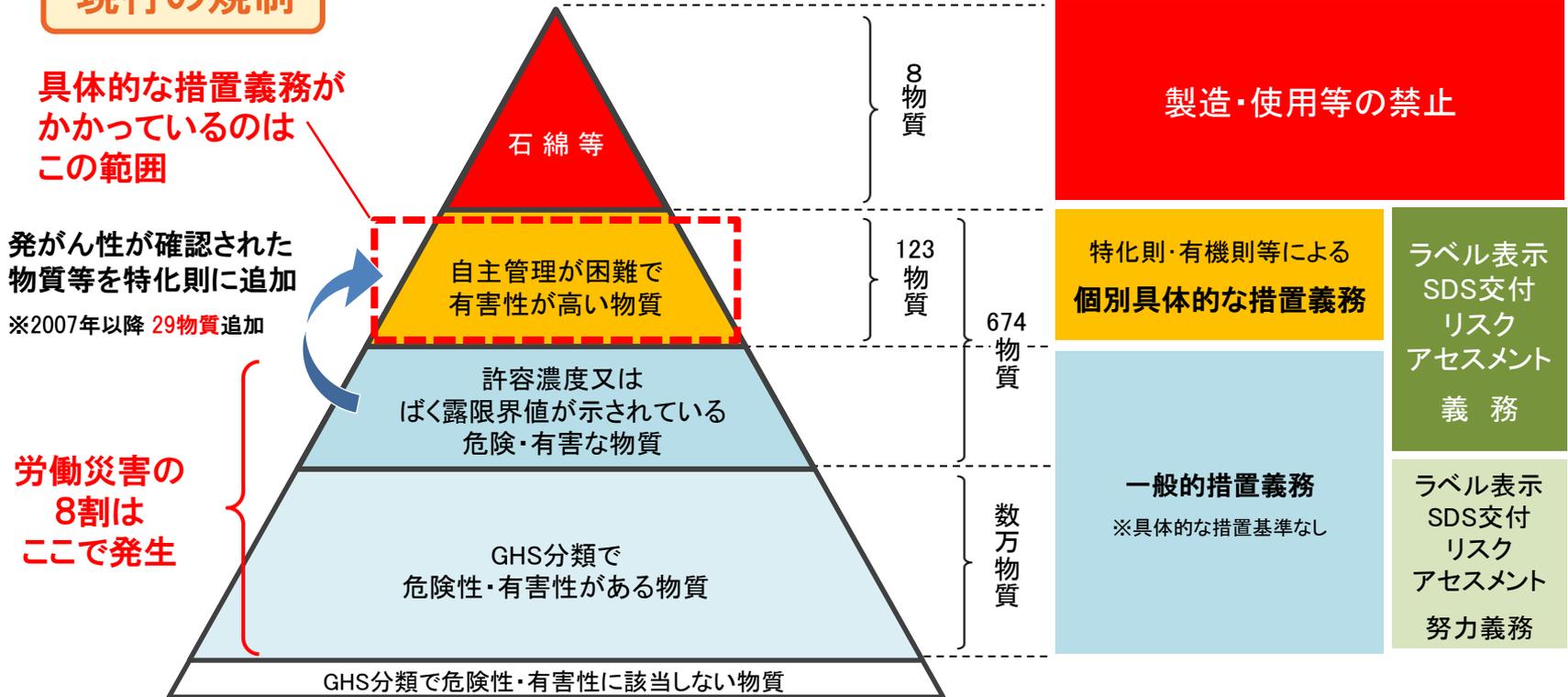
ばく露濃度を
なるべく低くする措置を講じる義務

4. 薬傷・皮膚吸収を防ぐための保護眼鏡、保護手袋等の使用

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、**国が定める管理基準の達成**を求め、**達成のための手段は限定しない**方式に大きく転換
- 特化則、有機則で規制されている物質(123物質)の管理は、**5年後を目途に**自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制(特化則、有機則等)は廃止することを想定

なぜ自律的管理への変更が進められているのか

現行の規制



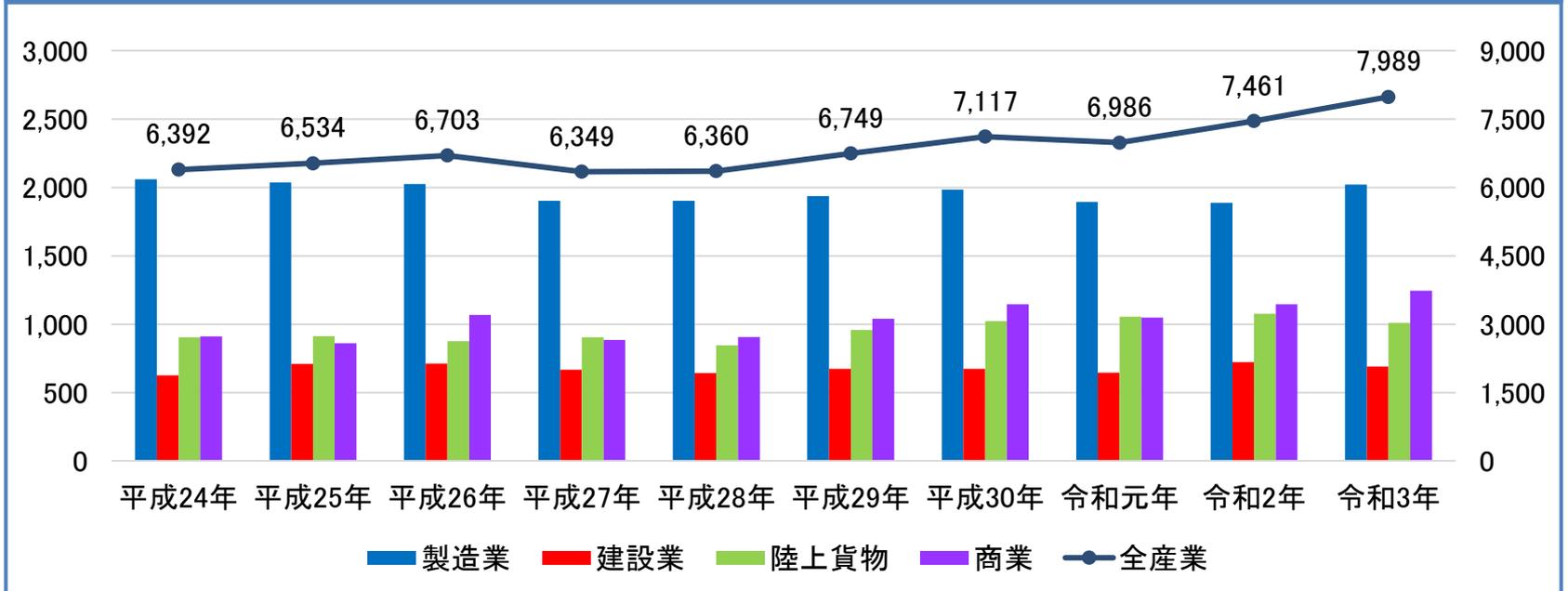
- 有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のない物質が原因
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して規制対象外の物質に変更 → 対策不十分により労働災害発生。(規制とのいたちごっこ)



Ⅱ 労働災害・業務上疾病の発生状況等

労働災害発生件数の推移

死傷災害の発生状況



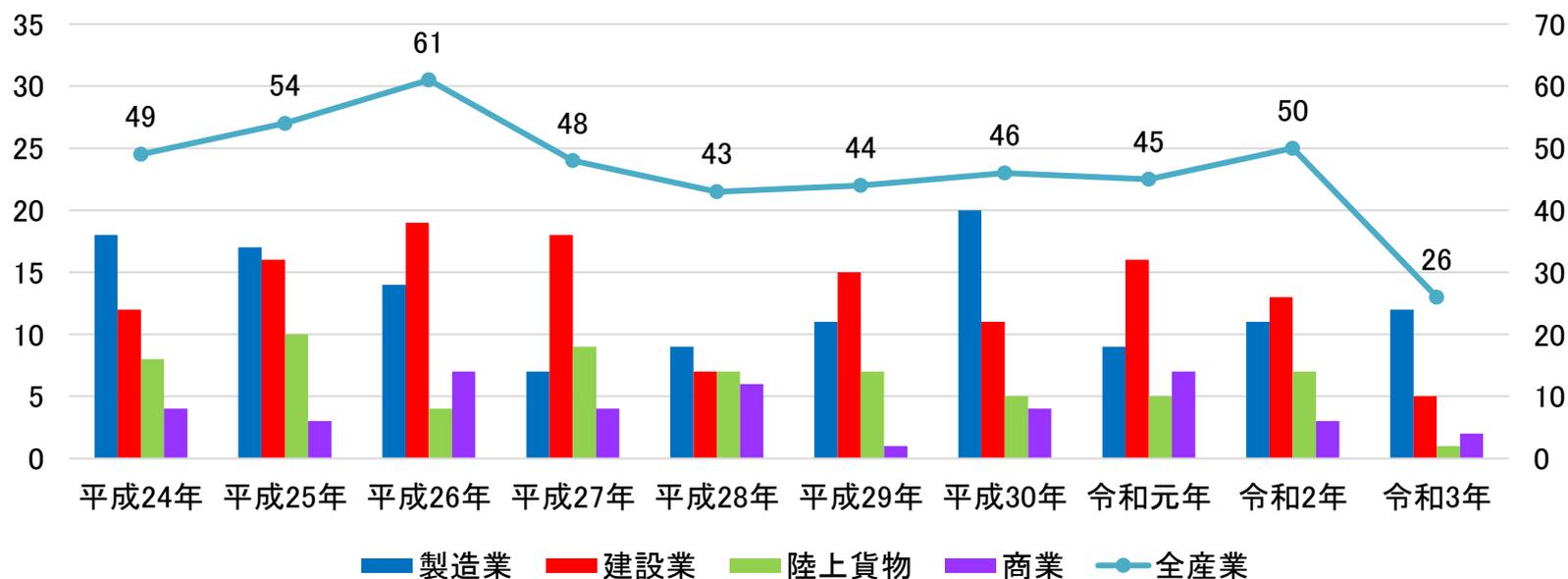
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,889	2,021
建設業	627	711	712	668	643	674	673	645	723	691
陸上貨物	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078	1,011
商業	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,145	1,245
全産業	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,461	7,989

単位：人

令和3年：過去10年間で最多

労働災害発生件数の推移

死亡災害の発生状況



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	18	17	14	7	9	11	20	9	11	12
建設業	12	16	19	18	7	15	11	16	13	5
陸上貨物	8	10	4	9	7	7	5	5	7	1
商業	4	3	7	4	6	1	4	7	3	2
全産業	49	54	61	48	43	44	46	45	50	26

単位:人

令和3年:過去10年間で最少

建設業死亡災害の概要(令和3年発生分)

発生	業種	事故の型	起因物	概要
1月	木造家屋 建築工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	2階建て家屋の屋根リフォーム作業中、高さ約7mの屋根上から地面に墜落した。墜落制止用器具の使用などの墜落防止措置は無かった。
3月	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	崩壊・倒壊	建築物・構 築物	空地となっていた土地を地盤改良のため掘削していたところ、過去の建築物のPHC杭の残置が判明したが、杭を自立させたまま掘削を継続した。被災者が、土留めの矢板を設置するため、杭の付近で小型ドラグショベルで掘削していたところ、長さ約4mの杭が倒壊し運転席に激突した。
7月	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	屋根設置工事で、高さ約5mの屋根上で屋根材端部の切断のため、マーキング作業をしていた際に墜落した。
10月	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	住宅の外壁塗装工事後に、足場解体のため屋根上でシート外し作業をしていた被災者が屋根端から墜落した。傾斜のある屋根上で転倒し、そのまま転落したとみられる。
12月	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	工場建物解体工事現場でスレート屋根の解体作業中、屋根上(地上高約6m)から墜落した。スレート屋根に開けた穴から廃材を地面に落とす作業をしている際に、誤って穴に落ちたとみられる。歩み板や防網等は設けられておらず、墜落制止用器具も使用していなかった。



Ⅲ リスクアセスメントと総合的な管理

安全とは

※ 広義の「安全」には衛生を含みます

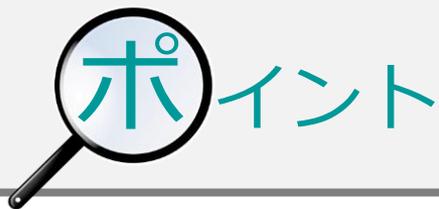
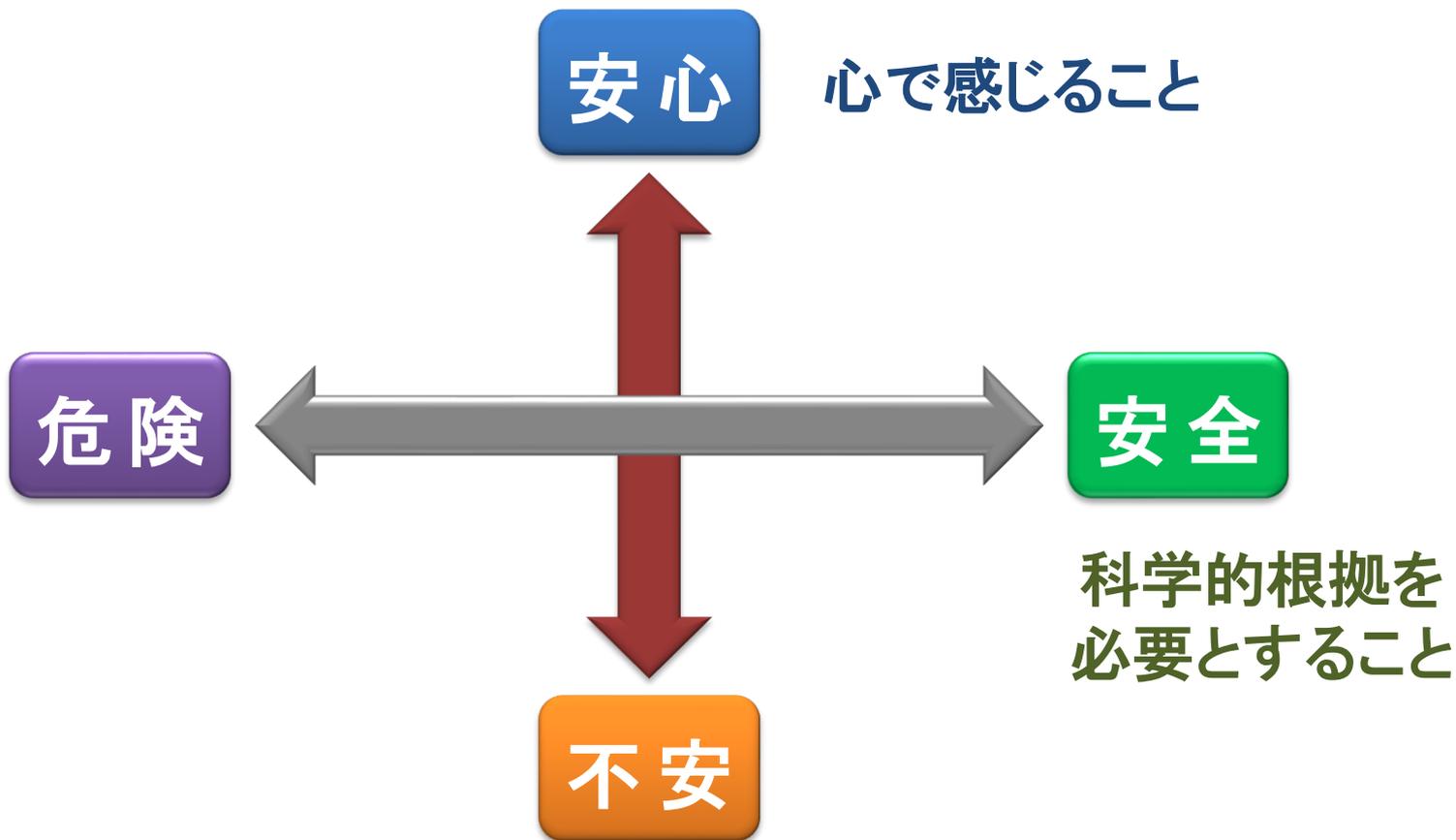
許容できないリスクがないこと

ISO/IECガイド51:2014

許容可能なリスクは含まれている

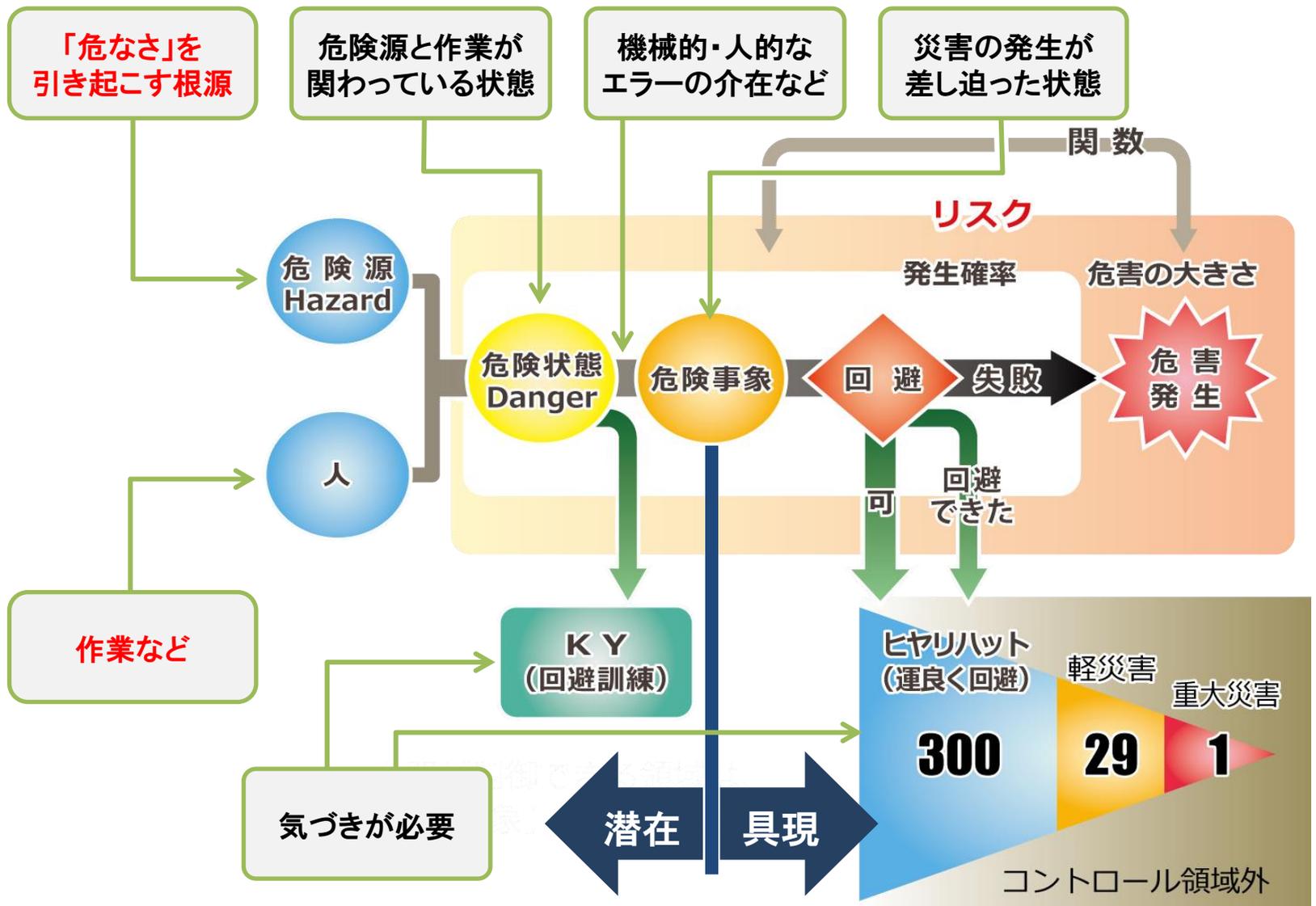
- ・リスクの概念の理解が不可欠
- ・安全はリスク経由で定義されている
- ・安全とは、災害の起きない状態を指していない

「安心」と「安全」

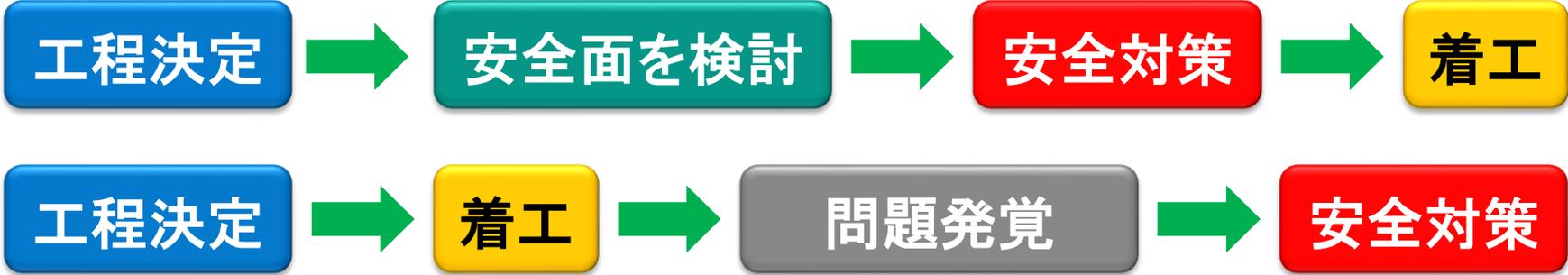


- 科学的根拠より感覚が先行しやすい
- 「安心」なら「安全」だと錯覚されやすい

災害発生のプロセス



後付け対策は非効率



- 安全対策を施すことによって、当初決定した工程通りに進められなくなっていないか？
- 対策費は追加で必要になるが、本当に効果はあるのか？

→事前(工程が固まる前)に安全面なども含め検討したらもっと良い方法があったのではないか？



事前検討により複数のメリットがあった例



敷鉄板敷設用マグネットアタッチメント付きバックホウ

写真提供 西松建設

設置に必要な時間大幅短縮 → 生産性向上

玉掛け作業者が不要に → コスト削減・安全性向上

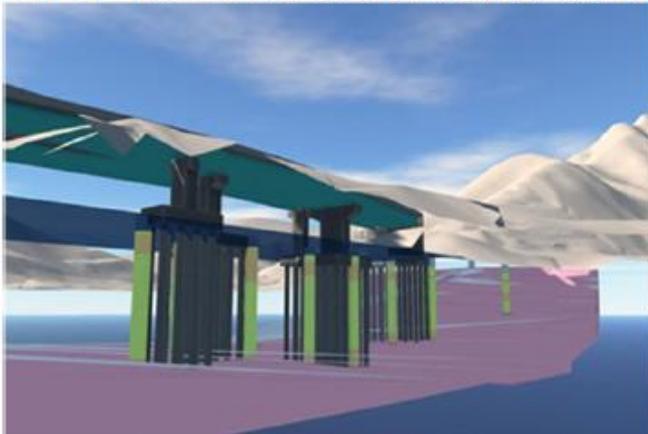
機械の導入・運用コスト → コスト増

ICT施工とリスクアセスメントの関わり

BIM/CIMデータ

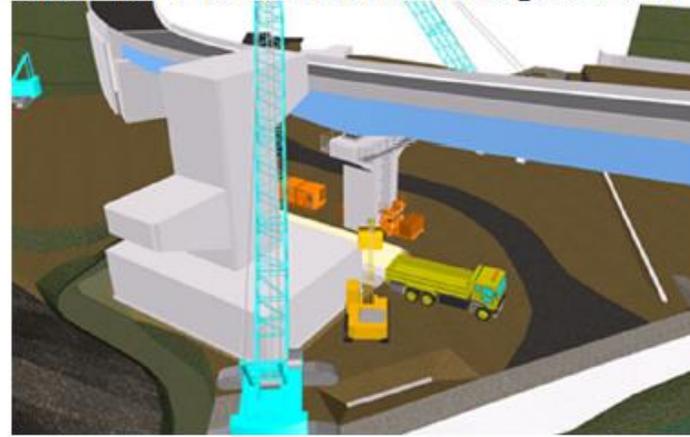
単体では3D設計図で終わってしまうが、そのデータを活用することで、実際の工事に入る前に様々なことを事前に把握できる。

■ 工事着手段階の活用事例【照査】



支持層への根入れを3次元的に確認

■ 工事着手段階の活用事例【施工計画】



重機、仮設材の配置を事前に確認

画像提供
中部地方整備局

設計段階で詳細なデジタルデータと各種シミュレーション等を行うことになるため、工程の前段階での負荷が大きくなる(=フロントローディング)が、施工開始前に問題点を修正できる可能性が高くなる。実際に現場で施工を開始してから問題点が明らかになった場合、工程が進んでいるほど修正には大きなコストを要する。

事前に作業を把握して、そこに存在するリスクを明らかにするという点で、安全に対して求められているリスクアセスメントと何ら変わることがない。



IV 労働局からのご案内

「安全経営」の提唱

第13次
労働災害防止
推進計画
(2018～2022年度)

● 重点



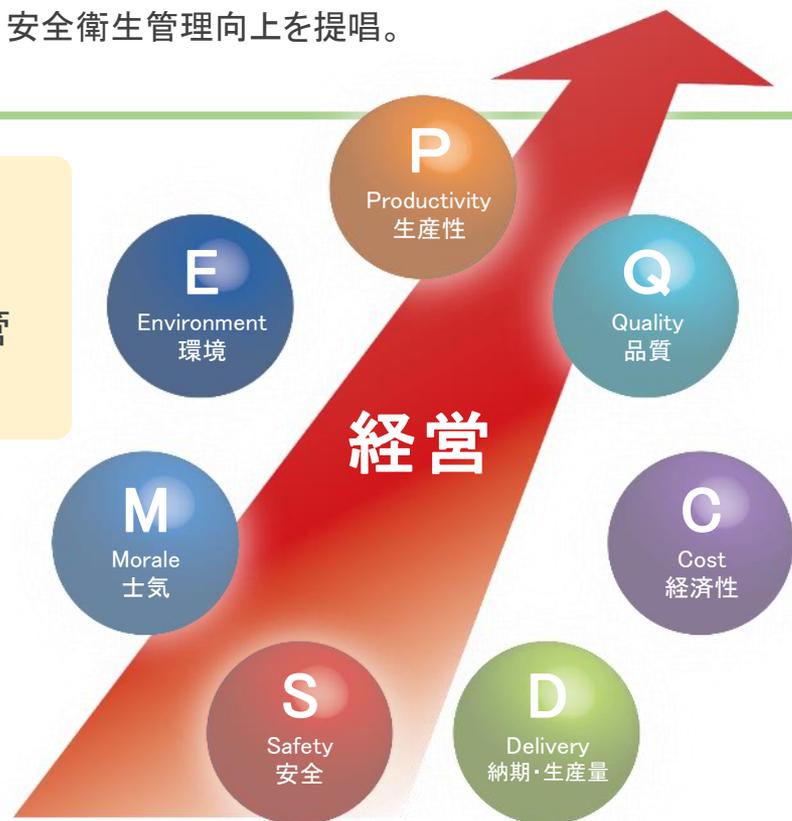
● キャッチフレーズ

危はと向きあおう

● リスクアセスメントを軸とした
安全衛生管理向上を提唱。

● 第14次労働災害防止推進計画に向け、「安全経営」へ。

事業運営と一体的に労働災害防止を図る「安全経営」を提唱し、成熟した安全衛生管理の定着を図る。



安全経営あいち
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止

「取組の5つのポイント」の推進

- 「取組の5つのポイント」をチェックの上、
 - 職場における感染防止対策の実践例
 - 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト等を活用した対策を労使で検討、実施するよう推奨。

「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」の運用

- 令和3年2月、愛知労働局労働基準部健康課内に相談コーナーを設置。
- 事業主と労働者からの相談に対応。



愛知労働局ホームページによる発信

新型コロナウイルス感染対策

屋外・屋内でのマスク着用について

○マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
○屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。
○屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。

目安 2m 以上

	距離が確保できる	距離が確保できない
【屋外】	<p>マスク必要なし</p> <p>会話をす</p> <p>公園での散歩やランニング、サイクリングなど</p>	<p>マスク着用推奨</p> <p>会話をす</p> <p>歩道や自転車道での通勤など、屋外で人とすれ違う場面</p>
	<p>マスク必要なし</p> <p>会話をほとんど行わない</p>	<p>マスク必要なし</p> <p>会話をほとんど行わない</p>
【屋内】	<p>マスク着用推奨</p> <p>会話をす</p> <p>近接して行う会話、訪問販売</p>	<p>マスク着用推奨</p> <p>会話をす</p> <p>通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう</p>

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

厚生労働省

- 職場における感染拡大防止の情報を提供。

